

村山市監査委員公告 第 24 号

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により財政援助団体等監査を実施しましたので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

令和 7 年 12 月 12 日

村山市監査委員 古瀬忠昭

村山市監査委員 寺崎智広

記

- 監査の対象 一般社団法人村山市観光物産協会
- 監査の期間 令和 7 年 11 月 27 日から令和 7 年 12 月 12 日まで
- 監査の範囲 令和 6 年度指定管理に係る出納その他事業の執行状況
(ふるさとふれあい学習館、バラ交流館)
- 監査の方法 事前に提出を求めた資料について、令和 7 年 11 月 27 日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するとともに、財務関係諸帳簿などの書類について審査をおこなった。
- 監査の着眼点 公の施設の管理に係る業務を目的に沿って適切に行っているか、財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
- 監査の結果 指摘事項はなく、おおむね適正と認めた。